

臨時支出ニ處分タルコトヲ得

第十九條 準備金及特別積立金ハ産業組合中央金庫信用組合聯合會若シテ總會ノ承認ヲ經テ銀行ニ預入シ又ハ國債證券地方債證券貯蓄債券勸業債券若シテ農行債券ヲ買入ルル外他ニ利用スルコトヲ得ス

第三章 概則

第二十條 本組合理事五名監事三名ヲ置ク

理事ハ組合長一名事務理事一名ヲ互選ス

第二十一條 組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ

事務理事之ニ代リ組合長事務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニヨリ其ハ代理者一名ヲ定ム

事務理事ハ組合長ヲ補佐シ組合事務ヲ掌理ス

第二十二條 理事ノ任期ハ四年トシ監事ノ任期ハ三年トス

但シ再選ヲ妨ケス

組合長及事務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補欠選挙ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

理事及監事ノ任期満了後トモ後任者ノ就職タル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十三條 辭任其他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ欠員ヲ生シタル

トキハ通常總會ノ時期迄猶予スルコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ヲ招集シ補欠選挙ヲナスモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ辭任ヲ決議シタルトモ同時ニ其ノ補欠

選挙ヲナスコトヲ得ス

第二十四條 理事及監事ハ名譽職トス

但シ事務理事ハ之ヲ有給トス

理事及監事ハ總會ノ決議ニ依リ報酬手當又ハ費典ヲ支給スルコトヲ得

理事及監事ハ之當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十五條 通常總會ハ毎年一回二月之ヲ開ク

臨時總會ハ尤モ場合ニ於テ之ヲ開ク

ハ理事カ必要ト認メタルトキ

ハ監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ